傳 法の沿 革

石 橋 誡 道

脈の譜に、 が然し時代に依つて幾分か變化するものであるから、 に就て傳法し、 傳 法 相承といふことは天台眞言禪宗等に於て最も重せられたことは 天台、 叉弘法大師が惠果阿闍梨に就て傳法灌頂を受けられたこと、 眞言、 禪宗、 圓戒等の師資相承血脈の譜が記されてあること等に依ても明か 其形式内容等の諸種の點に於て我宗の傳法は餘程 明か で、 若しくは傳教の内證佛 か の傳教大師 が道邃行滿 で あ 30 法血

二祖三代の傳法相承

其趣を異にするものがあることは勿論である^o

八通並 内には四流六派の後を承けて、 力を注がれたのは、 しく言ひ出されたのは第七祖了譽聖冏上人である。 我宗に於ては宗祖から二祖、 に裏書、 五重指南目録等を著はして、 外には禪宗の最も盛んな時であつて、 二祖から三祖と次第に傳法相承があつたには違いないが、 宗義が混亂錯雜した時で、 我宗の傳宗傳戒の趣を明かにされた。 即ち冏師は淨土眞宗付法傳、 信仰界の動搖が甚し 特に彼宗が付法相承を重んじた影響もあ かった 顯淨土傳戒 斯様に冏 か 5 特に傳 論 確乎不動の 師 カジ 法を喧 傳法に 敎 相 +

信念を我が宗徒に與ふる爲に、正流であり正統の義であることを知らしめ、依て以て確信を與へんとす る必要から傳法相承の形式を取られたものである。

形式が未だ一定しなかつた。卽ち鎭西上人は、 白旗上人、 も相承されたことは、 是より先き、我宗の列祖の中に於て、 道光上人等の自筆の授手印の終には、 念佛名義集の中卷、决答鈔の上卷、望西の聖光上人傳等に記されてあるが、 傳法相承のあつたことは固より疑ふ餘地もないが、 宗祖に從つて八箇年間淨土の要義を相傳し、 相傳手次の狀及び師資相承血脈の文が記されてある。 又圓頓戒を 後世の如く

念佛往生淨土宗血脈相傳手次の事(昭和新訂末代念佛手印圖版一五・二一)

今左に其を出せば

集,讓,與沙門然阿,畢聞,之人慥信,之行,之可,遂,往生,仍錄,秘法,之狀以,手次, 著人皆以,,淨土宗, 修,,追善, 爱法然上人以,,淨土宗之義, 傳,,辨阿,,今又辨阿以,,相承之義並 私勘文徹選擇 畢其後當,第十三年之御遠忌,於,蓮華王院之內,勤,修六時禮讃淨土三部經,御追善遂、之自、此後花洛之, 法然上人檢 出善導御義,令、流,布世間,之時 後白河法皇御臨終之時被、召,御善知

于時嘉禎第三歲八月一日

上人口决沙門

法

然

人に三祖 記主禪 師の相承に就ては、 决疑 一鈔五卷の終に (淨全七二四)左の文があるから之に依つて觀經

疏 法事讃等の 諸書に就 7 K 相 承を受けられたことが 明か で あ るの

3 事 傳 略 觀 畢 弟子嘉禎二年 念法門·禮 ン ヌ〇 但 讃 シ 般 九月八日、 般舟讚·論註·安樂集· 舟讃 Ξ 至 ツテ 天福 ر ۱ 帯き言語 **先師** 選擇集(ツテ ノ云ク、 ′始メテ (刺へ散選擇集ヲ作) 上 先師 人ノ = 在 謁 世 ス = 往生要 未 ダ 流 集 注 布 並 セ 二箇年 = ズ 十二門 故 = シ間 口 决 戒 = 儀 ヲ 觀經 聞 ヲ 力 疏·法 々讀 ズ、

然リ 先師 對 衆 ŀ 雖 = 不審 對 Æ 我。 シ がっ テ 法ハ然阿 决 示 ス シ 可 テ 云ク、 . =0 " 授。 ケ果 我 云 v ン 年 ヌ、 闌 ケ齢頽 法 燈 何 グラ在世 ン ゾ 銷 人シ ン、 カラズ、 然阿 ハ 是 將來 v 予 ガ盛 ノ 痴闇 年 ヲ = 還 思 w フ ナ = y, 肝 腑 遺弟此 安 カ ラズ

人

今八軸

7

義勢

準

ジ

テ

授ル

所

ナリ

١

云々(中略

叉决 答 鈔 Ŀ 祗(淨全一 0 頁")には左 0 記事 が あ 30

シ

テ

ヲ

キ

ナ

門人 我が一義の 指 昔 レシ嘉 シ人ニ示シテ日 Æ 亦 汝 赬 タ然 = 付 年七 jν 屬 月六 可 シ シ 畢 H ン 學生 辨阿亡シテ後 ヌ 0 上人善導寺 汝 = 非 亦 ザ 世 jν = 傳 ۱ر 3 塔 法門ノ事 IJ フ 可 ン = 在 バ シ 餔 シ 故上 テ ハ然阿ニ 說 ヲ 傳 聖 人 ラ門 護 ^ 問 難 房 ハルベ 徒 ヲ遣 # 故 1 中 ナ シ 'n テ シ ŀ. |愚昧 愚人 然阿 八多ク上 其外 (記主) ハ 是レ辨阿 諸 一人ノ御 人 ョ 召 = 向 シ ガ盛年 ラ 義 テ 毎 付 ヲ 黷 = 屬 = ス シ 成 愚 テ ź 予 v 昧 w ヲ ガ ŋ

ナ

'n

٠ ٥

<u></u>00

傳手次の狀を書いて、左の如 叉二祖上人は、 嘉禎三年卯月十日、 三祖に末代念佛授手印一卷を授け、 その年八月一日、 また血脈相

念佛往生 一淨土宗 血脈相 :傳手次の事(炒出

くに言は

れてある。

三代相次いで我宗秘奥の法義を瀉瓶相承されたのである。 後に著はされた三卷七書は、この授手印が中心をなすと言はねばならぬ。 我宗の宗意安心を决定する爲に、 文を拜見するに、 三日、今此 ニ於テ、傳法傳戒 され ば了譽の ノ領解 領解授手印徹必鈔の終(淨全一○眞五)には、「嘉禎三年卯月十日ノ巳ノ時、 ガラ草記 後世の如 ベシ畢ン ヌ ス、 く形式的ではなかつたどしても、 辨師親シク之ヲ見テ、之ヲ合點セシメ畢ンヌ○」と記されてあ 同七月六日、選ンデ付屬ノ仁ト爲シ、 二祖が選述されたもので、 その中特に授手印は、 傳法の書籍として最も重要なものであり、 傳法傳戒のあつたことは明か 八月一日、 Œ 二祖 シク璽書ヲ賜 の門下の宗論から 30 であ 筑後國善導寺 此等 フ、 同 卽 Ŏ 月 t

三祖以後の傳法

三祖

良忠上人の門下は多士濟々で其中六人の英傑が出で、

遂に六派を形成した。その内傳法の問

題に

に就 就て特に爭を生じたのは、 玄義文句を精習し旁ら諸德を歴訪して、 ては 餘 りに關心を持たれなかつた。 即ち名越と白旗とであつた。その理由は始め第四祖白旗寂慧上人は、 されば文永五年十八巌の時叡山に登つて仙曉法印の室に 他部の章疏を熱心に研究されたが、三祖は鎌倉に歸る可く切り 淨土宗 入 b

んで生き佛であると稱 へたと謂は れてあるほご、 それほご隱遁的の德者であつた。 然し後には常陸の國

太田に退いて法然寺を建て、常に念佛を修行された。

門は増 宗 Ö 而 傳法は二流となり、 「々繁榮した。 流 から了實上人 而して本山傳は定慧・良順・了專と次第し、末山傳は蓮勝・了實・聖冏と次第して 鎌倉光明寺の系統を本山傳と稱し、 聖冏上人等の英材が輩出して宗門の隆昌を見るに至つた。 太田の蓮勝上人の法孫を末山 然ればこの後我 頃と稱 へ、宗

傳·淨全一七加 頁) (鎮流祖傳卷二・淨全一七一 真三 新撰往生傳卷一•淨全一七四 頁 逃聞制文•淨全一一五 頁二 十六箇條疑問答見聞第一・續淨全一四頁 然阿上人

瀉瓶相承

三 冏師の傳法相承と五重指南目録の制定

く岡師已前にあつては列祖何れも三經・論註・五部九卷等の法義を悉く傳授し給ふたが、

前

に述べた如

應 所の つて五重に就て五十五箇條の口傳の目錄を記し、之をその弟子酉譽上人に授けられた。 しては 四 年 指 Ď 南 ゐなかつたo 日錄 いづれ 生誕であるから、 に依れば、 。も其書物に就て最も重要な點を示して口授相傳せられたのみで、未だ一定の形式を具備 然るに應永十年 應永十一年 若しこの年から起算すれば、六十三歳は應永十年である) 九月十四日釋了譽六十三歳と記してあ 九月十四日、 冏師六十三歳の時、 (但し淨土傳燈輯要上卷に收 る が、 諸傳を見る Ŧi. そは恐くは從來 重 指 に間 南 目 錄 師 を作 は暦 むる

|如く一定の形式がなかつたならば後世に至つて其の傳法の内容が亂れてまち~~になる恐れがあるの

で、 永遠の規定を作る必要があると認められたからであらう。

0

目 りには、 か び内容は今明白に知ることは出來ない。 ら書き示されたものであらふと思はる 錄 然 1 るにこの五十五箇 記 3 此 n てあ 外 重 る K Ó か B 口 一條の口傳の外に。 傳 其の大體を知ることが出來るが、 具さい書き、 曲 なほ多くの口傳を書き與へられたものと見たて、 っが、 但し其文に しく顯はし畢んぬ」 餘りに秘密にした為に、 「具さに書き曲しく顯はし畢んね」 「此外重 と記されてある。 一々の口 終に失は 傳 所が五十五箇條は指 と稱するもの れたもの と言は では 指南目録の終 あ n ゝ條目及 てあ るまい

錄筆 或 等に記されてある幾多の口傳、 は又酉 師 の著述である五重聞書一卷(篳錄)指南目錄集二卷(肇錄)五重拾遺鈔二卷、 及び酉譽の三國正傳口授心傳集一卷に記されてある 五重口傳鈔一卷(四 口 傳を指すので

はなか

とも考へる。

ታን

之を末傳さ名け、 兩脈玄談中卷 るにいつ頃からであ その示し書に「此外重々の口傳具さに書き曲しく顯はし畢んぬ」と書いてあるから、 (傳燈輯要中卷二一)に於て、 本末合せて八十三箇條であると言はれてある。 3 か 明白ではないが、 傳法に就て古來本末八十三箇條と稱 かの五十五箇條を本傳と稱し、 それ故に兩脈玄談の著者寶譽顯 へて居 別に二十八箇條を設けて るが、 指 南 酉譽 了は、 目

その研究を終らせて頂きたいと願はれたが三祖が强いて歸り來れと命ぜられたので、 にそれを促された。然るに白旗上人は未だ三大部の中の止觀の研究を終らないから、 止むなく一時鎌倉 ごうぞ暫く留つて

12

歸られた。時に三祖は七十二歲、上人は二十歲であつた。

傳法沿革依憑詮考頁五 法は完全に白旗上人に傳つたといはねはならぬ。(述聞制文・淨全一一五三、新撰往生傳卷 人に 宗書を講授し、 72 浄土の章疏を盡く三祖から相承された。 ぐべき人がないから、是非とも此處に留つて、 その後白旗上人は再び叡山に歸らんと努められたが、三祖が申さるゝには「予は旣に年老ひて跡を繼 相傳して、 止 むなく思ひ止まつてその後は頗る熱心に淨土の敎を研究し、 傳法相承の信證となし、 約十一年の後即ち弘安九年に鎌倉に歸り、 然るにその後建治二年に慈心禮阿の請に應じて三祖は上洛して 其年の九月六日には宗脈の璽書をも賜はつた。 止觀並に淨土の敎を學んで吳れよ」との懇切な言であつ 南岳大師傳來の竹布の袈裟並 凡そ七箇年の間に(建治二年まで されば我宗の傳 に券章を白旗上 一・淨全一七五〇

後繼者としては、 の志を容れて、それを白旗上人に相傳されたことが良榮の十六箇條疑問答見聞に記され より先き三祖は木幡の慈心に對して傳衣附法して券章を與へられた。然るに慈心上人は、 白旗上人が最も適材であるといふことを知つて、その券章を返されたので三祖も慈心 てあ 我宗門の

述聞制文を開いて見ると、名越の尊觀と白旗上人との間に於て傳法相承の件に就いて、 頗る抗爭のあ

傳法 與 賜 に就 白にすることが のであ は先師(三祖)の の つたことが明かである。卽ち三祖は鎌倉に在ること旣に數年なりしに關らず、 へら 嫡流であ りたい 相承 水火の Ť2 حح されなかつたが、 因より 懇願した。 (勿論此は秘密であつたことゝ思ふ) 出 争 相傳を聞かなか 鎭西の義を能く心得て居る者である、 「來る。 子論があ 白旗と名越とは斯 然しながら三祖はそれを許されなかつた。 三祖が强いて白旗上人を呼び寄せて、 つたのである 建治二年三祖上洛の時に方つて尊觀已下の人々は、 つた、 る抗争が が、 12 1" 斯 理真に就てそれを學んだのみである」 うした記錄の殘つてあることに依 あつたのみならず、 所が名越の尊觀 鎭西の 正義はた 傳法 三祖上人の寂後に於ても一念業 は所 然るに白旗上人には特に傳 相承されたことも三祖滅後の問題を 々に於て公言して 1" ・我の み つて、 が 切りに 適當の人がなかつたので とて、 知つて居 傳法 層その 切りに宣傳 「我こそは鎭西 30 相 法 承 事 か あ Ó 書狀を 一券章を -情を明 。 の 成 良 0 義 曉 ŤZ

恐 で第三世となられたことは當然であるが、 n 旗上 宗義の 乘餘乗に精通した立派な學者であり、 人の門下の中最も優秀な人材は卽ち箕田の定慧上人と、 混亂を防が んとする、 愛宗護法の赤誠から迸り出でた結果 三祖已來の宗戒兩脈を相承し、 太田の蓮勝上人であつた。 であ 鎌倉光明寺の 白旗上人から宗脈 師 固より定慧 跡を繼

墾書とを相 ることを好まれなかつた。卽ち晝夜孜々として念佛せられた德澤が普く四邊に傳つて、附近の人々が尊 は傳され 72 然しながらどうかといへば道心堅固な隱遁者で、 然し蓮勝上人も亦た勝れた人であつて、 餘りに 世間に乗り出 して講説

حح

總譽・音譽の頃までに、 の本傳に對してこれを末傳と稱へ、本末合せて八十三箇を淨土宗の學人の傳法としたのかも解らない この外重々の口傳といふものゝ中から、 急に入用らしい口傳だけを選び出して

三箇條 依 箇の口傳あり、其內三十七箇は五重の口傳なり、是も事多き故に略して肝要の骨目五重に九箇條、宗脈 地 が、 じて合して八十三箇條の相傳骨目と云ふか、學者更に詳かに思擇せよ」と書いてある。 集記した大五重傳本には、「又考て云、三緣山五重相傳の傳語の言葉に云く、淨土宗相傳の骨目に八十 相 かっ 0 口 に五箇、 である。增上寺に傳へられてある黑谷潮吞の切紙には「增上寺代々口授心傳多しと雖も、略して八十三 れば、五重九箇條、宗脈五箇條、 |傳骨目八十三箇云々と、此の義恐くは允ならず、大切紙の妄は別に辨ず」と記されてあり、 |傳があつたやうに思はるゝが、然し熏譽在禪の大五重選定略鈔(傳燈輯要下卷共四)には「緣山傳前に もないが、 本末八十三箇條の中、 然し確實にはそれを知ることは出來ない」と言はれてある。 傳に五十五箇條あり、 あり、其中に要を取つて今之を傳ふ云々と、 圓戒に三箇、又一箇の巳證、墾書に三箇又一箇の巳證あり」と言はれてあるから、八十三箇の 末傳二十八箇條が果してあつたか無かつたか、 本傳五十五箇條の事は、 第五重の相傳に自證・化他・圓戒・布薩戒・璽書都て合して二十八條箇あり、 圓戒三箇條、 指南目錄に明了に記されてあるから、全く疑ふべき餘 一箇の巳證、 今謂〈八十三箇條とは、 傳目を如何に取扱ふのであるかは些か疑問 布薩五箇條、 初重より四重に至 箇の日證、 なるほごこの説に **墾書三箇條** 又釋智願が る前 四重 總

なか の説 箇の巳證、總じて二十八箇條である。さすれば前の五十五箇條と合して八十三箇條となる。 らう に就 か て考ふるに 何 ح な n 「初重より四 ば指 南目錄 「重に至 に從 ば る前 四 初 重 重 か の ら四重 相 傳に五十五箇條あり」 までの 相傳は三十八箇條であ Š 5 ふは何等か 3 ゕ が然し今こ ら第四 0 誤 りで 重

でにて五十五箇條 といふは不合理で あ る

傳目を列ねられたから参考の為に轉載 叉淨華院の一代であつた山田辨承上 じて 人は曾て大五 ぉ 重傳目といふ書を著してその中に末傳二十八箇條の

◎末傳二十八箇條傳目

文 一作者次第 二三國三代三國 二代 三必得往生ノ釋文四十八字 四授手 印ノ 經證 定ト許可ノ事ニ種授手印次 (五三心結

三五重淺略ノ傳 六要偈道場箇條一七傳法由來經卷相承八 三佛祖拜念並知識 對面 四句 和釋 九焼香ノ傳三類 10座具ノ傳叉、四義 云三種 病人攝化縣輕 Ŧi. 重自證 門

念 宝三身十念

拜念

聲聞往生機轉一八化他門傳附懷雄攝化

元都部傳

三0供物加持

三開眼發遣

三洒水傳

三引導傳

◎璽書口傳

以 上 三種書名字座具 完同文章 三同殘紙內傳紙

右本傳五十五、 末傳二十八合セテ本末八十三箇條ノ口傳 ト解 ス

但シ末傳二十八ノ條目ヲ列スルハ私案ナリ識者ノ是正ヲ乞フ 辨承

其遺稿の指南目錄並口訣寫に於て、「隨聞記に云、道感兩上人已來信法と(五重自證) 傳法(宗脈化他 この說も又明確な根據を指示されてないのでなほ一種の不安定を発れないと思ふ。又勤息義城上人は

とを五重と宗脈と兩度に分て傳ふるに都合八十三箇の傳法なり已上」と記されてあるが是又不明了の

點がある、 結局末傳二十八箇條は問題で、なほ研究の餘地があると思ふ。

五重指南目錄の五十五箇條は下の如し (傳燈輯要上卷紙○) Ŧi. |重指南目錄 (外題)

譽 聖 冏 撰

了

淨土宗安心相傳五重之內口傳指南

(內題

初 重四個條

(一) 題號 二破戒念佛第二機 三愚鈍念佛第一機 (四) 和 語 此外有二一箇條知殘」云々

◎第二重總別三十七箇條

(一傳法要偈 二箇立處之事 二初重二重機法不離之事 五一心專念文三重口傳 六五正行文三重說相 (三序正等一部始終一行三昧結歸之事 化一心專念文五義引證 (四宗義行相文段分別 八五義引證

第三 心為、體事(三心五念合釋口傳)主與圖總別大意口傳(三心口傳),五念 口傳(10四修 宗心行二字習事 三竪三心必可,次第,横三心一心卽三心口傳 一四三心肝要習,第二深心,事 三三心中 一一細相事 九九品三心念佛三心云事(10多質少虛下註若可往生口傳(二三心五字習口傳) (三) 淨土

口傳 二三種行儀口傳 三至誠心口傳 三深心口傳 云回向發願心口傳 此外有二一箇條云殘

◎第三重一箇條

(一本末口傳 此外有二一箇條書殘

◎第四重二箇條

(一本末口傳 二讃嘆門稱名 此外有二一箇條云殘

◎第五重六

簡條

殘 (一) 川口傳 (二總口傳 三傍人口傳 四氣息口傳 (五凡入報土口傳 六半金色傳 此外有二一

右此口傳依、有:"其志,雖、爲:"骨目,爲:"弟子酉譽;以:"目錄,令.,指南,者也、 此外重々口傳、

具書曲顯

箇 條 書

畢、堅守,此旨,、可、被,弘通,之狀、如,件,

應永十一年九月十四日

了譽(六十)

釋

四 冏師已後傳法の三轉

けて、 ら第六代の嫡弟である。 上人に就いて圓頓戒を研究し、 了譽聖冏上人は、 宗祖大師から第七代の嫡流であり、 始め了實上人の弟子となり、 その相傳を受けられたから、 戒脈相承の上から言へば、定慧上人の後繼者で、 次いで蓮勝上人に從つて學び、 若し宗脈に就て言 二、ば、 其の 了實上人の後を承 一勸めに依つて定慧 宗祖大師か

の口 の變轉がある。まづ其の第一期は、冏師が瓜連の常福寺に住職されてから(至徳三年住職)約十七八年 の間に、 而してこの冏師から傳法の形式が一定したのであるが、なほその後に時代に從つて變遷し、 傳を五重と定め、 宗の傳法を研究し整理して鎌倉光明寺の良順上人と相談し、 その他の書傳、 口傳を附傳として永代弘通の規則を定め、 三卷七書の書傳と、 應永十年 九月十四 五十五箇條 凡そ三期 H

如く 終の文に依つて明白であるが、 るに か の鎮西上人は、 從來はこの三卷七書の外の論註御疏等にも書傳と口傳とがあつたことは明かで、 三經 ・論註・安樂集・御疏等を、 これが即ち書傳であつて、 讀んで記主禪師に傳へられたことは それにも種々の口傳があつたに違いない。 前に 决疑 も述べ 鈔 72 Z 0

Ŧī.

|重指南目錄を作つて、

是れを酉譽上人に授け、

我宗の要義を傳法され

たっ

以て之を肝心とすべしと記されてある。今その十八通とは、 な口傳多しと雖も了譽上人の御代に至つて、末代廢忘の爲に之を記し給へり、大權の慈悲仰で之を信じ れを書物に書き顯して纒めたものが卽ち⑴敎相十八通である。されば酉譽の十八通裏書綱には、昔はみ

大事) 齿数相亂切紙(般舟讃大事) 差別門 みな「右代々相傳の趣件の如し、釋了譽在判、 切紙(群疑論大事) (十定善義の内 一散善義の内 (々相傳の口决であることは勿論である。 六玄義分の内定散料簡門 二玄義分の内序題門 二教相亂切紙(三重玄義大事) 三教相亂切紙(法事讀大事) (六)教相亂切紙 (往生要集大事) 已上十八通であるが、 七玄義分の内經論相違門 三玄義分の内釋名門 沙門了實在判、沙門良順在判」 四玄義分の内宗旨門 (八玄義分の内得忍分門) 九序分義の内 その各通の終には **三**教相亂切紙 と記されてあるから、 五玄義分の内說人 (觀念法門 **七**教相亂 いづれも

選び集めたものが、 丽 して印度支那日本に於ける列祖の著述を憑り所とし、 即ち選擇集であり、又その選擇集等に依つて一層要點を精選したものが即ち授手印 特に善導の敎義に依つて、淨土往生の要領を

代

寺の第三世音譽聖觀上人の中頃まで、卽ち文明元年の頃まで約六十七年間繼續したから之を往古の傳法 成され、指南目錄が作られて之を②酉譽上人に授けられたのであるが、この五重傳法が傳々相承して增上 である。 然ればこの授手印を中心として三卷七書が選述されて、こゝに此書を中心とした五重傳法が構

(1)のを、 六年の後、 **쬢師瓜連常寺住職(冏師四十八歳)の後即ち至德三年以後であらふ。又鎭流祖傳二卷(淨全一七四 ☲)酉師の傳には、嘉慶元年から** は らぬが、 月(此年了實寂す)已前の事なり」と言はれてある。若しこの說に從へば嘉慶元年よりも前、即ち了實上人御存命中の作とせねばな 定惠上人御存生中ならば應安三年十二月(此年定聽寂す)より前の事なるべし、若し定慧の滅後了實公御存生中ならば至德三年十一 述といふはやゝ不合理のやりに思はるゝから兩脉玄談中卷(輯要中卷三 **)には、「現存の十八通には連署ばかりにて年月なし、 即ち鎭流祖傳卷二(淨全一七四 延)了磬の傳には嘉慶元年といひ、新撰往生傳一(淨全一十凡 引)には「嘉慶元年定鬻公の命を奉じ 十八通の編纂に際して、良順上人と相談されたことは、かの十八通の各通の終にいづれも了譽•了賞•良順の署名があるから明かで て 人と相談の上、 ~ された時、 傳籍十八通を輯錄し、良順了實二公の連署を請ふて以て末流に傳ふ」と言はれてある。又了譽上人繪詞傳下卷八紙には嘉慶二年 あるから、 冏師は當時なほ遊學中であるから恐くは不可である。即ち定慧上人の意志を承けてといふ意味であらふ。十八通等傳書の著述は 然るに今この五重口傳の塲合も相談されたか否かは確證を見ないが、 そ の翌年即ち嘉慶元年に發表したものとすれば、大した問題ではなからふと思ふ。又兩脉玄談の定驃上人の御生存中といふ說 然し鎭流祖傳の説の如く嘉慶元年の作といつても差支ない譯である。何となれば了實上人の御生存中に相談し署名されたも 即ち明德四年十二月十八通を相傳されたと書いてある。 淨土宗史(淨全二CA 良順上人はなほ存命であり、 三卷七書の書傳と五十五箇の口傳を五重と定む」と記されてある。十八通の編纂の年代に就ては諸説が一定しない。 應相談して宗門の大事を確定するのが當然である、 鄭) は此と同じ。然るに了實上人は嘉慶元年の前年即ち至德三年に入寂されたから、 かつ又良順上人は記主禪師の後裔で、 故に兩脉立談中卷(傳燈輯要中卷三無)には 然し既に十八通の時に相談があり又冏師が酉譽上人に傳法 定慧上人の後を承けて鎌倉光明寺の第四世となつた人 「了霽上人は良順上 嘉慶元年の著

ò

(2)西譽上人の傳法相承に就て鎭流祖傳二卷(淨全一七四三)酉師傳には、「明德四年十二月十八傳を襲き、應永十年九月璽書を傳ふ」と 新撰往生傳一卷酉師傳(淨全一七四 頁) 淨土宗史(淨全二〇五 頭) 越智氏の淨土宗年譜も略ぼ之と同樣である。

めて、 書物は後世の如 たやらにも思はる」。 然るに兩脉立談中卷 適當ではあるまいか。 五十五箇條として授けられ 叉指南目錄を以て西譽上人に御付囑なされたも即ち此年なり、 明德四年に酉響に授與し、傳心鈔は應永四年の著述で、應永十年に酉譽に授與されたことが明かであるから、 く一時に相傳したのではなくて、 (韓要中卷三紙) が然しながら七卷書の奥書を檢するに、 たものであらふ。然れば即ち完全に傳法の終つたのは、 には、 「應永十年九月十八日、 漸次に之を相承し、 徹心鈔は明徳元年の著述で、 三卷七書が完成した後、即ち應永十年に、三卷七書の口傳を纒 二重の傳心鈔成る、 云々」と書いてある。 矢張り應永十年、 間公六十三歳なり、 明徳三年に西譽に授與し、 この記事から見ると應永十年に傳法され **冏師六十三歳の時と見る** 此に於て三卷七軸具は 銘心鈔は 此等の 明

12 十箇條の 其方法はこの七 日を前行 書殘等の五箇條を除いて、 而 三經・論註・安樂集・五部九卷・往生要集・選擇集・東西宗要等を講讀し、 禮 してこの往古の傳法相承の方法は、 **酒拜懺悔** 口 そし、 傳を傳へ、而かも七日の間に於て三卷七書の講讀を終り、五十五箇條の口傳の中、 念佛 後の一百七日を正行とした。又この一百七日の中、 日の 間 誦經等を修すること極めて慇懃であつた。又この間を前行と正行 毎日晨朝・日中・初夜の三時に、三卷七書を講讀し、 五重傳法の五十箇條の口傳を悉く終るのであつた。 前後合せて一百十四日間で、 初の七日を正く五 此の間の加行としては、 其の要所要所に至つて、五 この間に列祖著作の末 而してこの後百日 重の とに分ち、 傳 知殘・云殘 とした。 晝夜六時 初の七 Ö 間

3 0 故にこれらの五箇の傳を、 液に方つて、 「傳等を參考して我が正流の正義を傳へ、本口傳の外の枝末の口傳をも傳へるのである。又この 彼の本口傳の中にある知り殘 **半夜の傳若くは後夜の傳と言はれてある。** ĩ 書き殘し・言ひ殘し等の五箇の口傳を授けるの 已上が往古傳法相承加 行 の大 であ

第十世感譽上人が增上寺に晋山された初の年、卽ち永祿六年の頃まで約九十年間であつた。 たのである。これが中古の傳法であるが、其時期は、音譽上人の中頃卽ち文明元年の頃から、 末傳をも口授し、第二七日の夜半、卽ち第十四日の夜半に至つて、 を轉じて前行とし、 れたのでこれが卽ち中古の傳法と言はれてある。其方法はまづ是までの一百十四日の中の一百日の正行 次に第二期は増上寺の第三世音譽聖觀上人の時、 禮讃等の行法の如くに之を勤め、 三經、 論註等の講讀は、 其間に三卷七書を講讀し、五十箇條の本傳、二十八箇條の 平日の修學に讓つてこれを省略し、 音譽上人が時機を鑒みて、 昔の如く知殘等の五箇の口傳を傳 傳法加行の方法を改革さ **殘りの十四日を以て正** 増上寺の

である。 か 平穩でなかつたから、人皆な安らかに學業を修する暇なく、 大玄の五重綱要義に依るに、 それ故に道譽感譽等の諸師が 相談して、略式の相傳を案出されたので、 「昔は五重と圓戒を同時に授る例であつたが、 淺學未熱にして自國に歸らんとする者が多 i n 感譽上人の頃は天 が 謂ゆる淺學相承

而して第三期は感譽上人の時、其方法が大に變更された。そは當時は足利時代の末期に屬し、

國内が

その事 下 とを同 故 とが することを許さなか これてあ E が亂れて、 12. 出 一來ず、 時 ,は家康公の三十五箇條に、 1" に傳 ることに依て明かで 五. 重のみを授けた、 四國・ 僅かに二三年間修學して國に歸つて院主となつたから, へたものであつた」と記されてある。 つた。 西國・北國・奥州等から來つて學業を修する僧徒らも、 然れば修學十五年已上を經過 ある。 それは丁度在家の結縁 「淨土ノ修學十五 彼の含岌の腹内 か 年 と殆んご等しいものであつて、決して圓頓 ら出 ے 至 した者に始て宗脈と圓戒を許す規定であつた。 ラザ た傳書の jν 者二 軌則 學文の力が充分でなかつた。 ハ も甚だ古い 兩脈傳授ア 兵亂の為に長く逗留するこ 傳法 w 可ラ で ズ Ŧi. 重る圓 戒を相傳 ど規定 それ 戒

て、 五重 戒脈も又この時に相傳するの例であつた。 五重の時は ち中古已來一 (自證)と名け、 九箇條、 度に勤めた二七日の加行を七日間づゝ二回に勤 其後相當に年限を經て學業の大に進んだ時に、 宗脈の時は五箇條と三箇條を授け、 而して其傳法は八十三箇條の中から最も必要なもの 是を傳法の規則としてこの後永く行は め 之を授けて宗脈 前年後年の兩年に分ち、 (化他) と稱 初の を選取し れた 年を

今其の箇條を記 せば、

0 $\widecheck{\mathcal{H}}$ 重九箇條

面

上の傳

一觸香傳(附塗香と燒香の傳) 七三種病人の傳 (八未回心聲聞の傳 二座具傳 三五重自證門の傳 (四授手印の傳 (五五通五箇の傳

九氣息の傳

- ◎宗脈五箇條三箇條の中初に五箇條 一宗脈以上化他門の傳 (二都部の傳 (三授手印の傳 (四總口傳 (五凡入報土 一の傳
- ◎次に附口傳三箇條
- (一引導の傳 加行の三轉を表示せば (二洒水の傳 (三開眼發遣の傳

後百七日 正行 後百日 —初百日—三經論註等講讀

百十四日一

初

七

日

前行

初

七

日—五重傳法—三卷七書講讀—五十箇條口傳

0

初 百 日 前行

後百日滿夜半

一知殘等五箇條口傳

初十四日

——三卷七書講讀—

五十箇條本傳—廿八箇條末傳口傳

百十四日一

七日一 前年—七日—五重(自證)—九箇條 後十四日 正行 後十四日滿夜半—知殘等五箇條口傳

後年

—七日

一宗脈(化他)—

本傳五箇條

一附口

傳三箇條

は

五通をみなつぎ合せて一卷として授けるから都部といふ)大玄の五重綱要義に依るに、 **叉都部に就ては** (五重の時には五重を五通にして授けるが、 宗脈の時には都部を傳へる。この都 「昔は五重と圓 部

し以前 戒と同 たものであらう」と記されてある。 たことから起つたのである。 るのが宜しからふといふので都部を造つて圓戒に添 そ 'n に造られた 日に授けたのであるが感譽の時代に天下が亂れて、 故に初學の者に のであるとも は圓戒を許さず、 或 いふ る 然し伊香立の新知恩院には大譽が全譽に授けた都部と全譽が周譽に から 説に都部は感譽が作つたのであるといひ、 然し種 十五六年を經て始て圓戒を許したが、 々の説から考へて、 へたのであらう。これは五重と圓戒とを兩度に傳 遠國の僧徒は關東に永く留ること 恐くは感譽よりも少し以前 又一説には感譽より少 圓戒の外に又 カゞ に作られ 出 種を 來 な 加

以上 即ち道譽流は五重八箇條、 は感譽流であるが、 道譽流と幡隨意流は、 宗脈十一 箇條であるo 傳目が少し違つてゐるから、 参考の為に記すことゝし

から隨分古い時代から行はれたことは明か

であ

授けた

都部の卷物が殘つてゐる

⊚ <u>Ŧ</u>. |重八箇條とは

一塗香觸香傳 (七助證歟傳 二燒香傳 (三) 座 具傳 (八授手印傳 (四五通五箇傳 (五三國傳來口授心傳 六三國三代三國二代傳

◎次に宗脈十一 附半金色傳) 箇條

(八)(引導傳 一都部傳 (九助證歟傳(附三五七社の口訣))(二宗脈化他門傳 三形狀形名傳 10後夜念佛傳 四凡入報土傳 (二)(五) 五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (六)氣息傳 七三種病人傳

望月氏の佛教大辭典 ||『真には五重十三箇條といふ叉大玄の圓布顯正記下(續淨一五]頁)の說もや「異つ 錄の著聞集第二十九卷に記されてあるものを試にこゝに記せば、五重八箇條、宗脈十箇條である。(但し 次に幡隨意流に就ては、未だ良書を得ないから余自らも未だ確信を持たないが、嵯峨の立道上人の記

てゐる

靈巖寺傳法(當寺者大巖寺流也)

◎五重八箇條

(八授手印· 觀經授手迎接 "模" 自證往生决定之印可也 塗香燒香 (1)坐具 (三五通五箇字·第五重信者佛祖相承十念口傳也是、唯仰信分 Kz信也) (四) 第五重

◎宗脈十箇條

見, 者・縱分 牛馬六畜 六三種病人 () 同相者·彌陀攝取圓光中 '亡者' 收入' 念想 (二都部 七後夜念佛論主本意 三宗脈之體二凡入報土(報土為n宗脉之體1也)四傍人・鐘打也 全阿彌陀如來 思 十念 授 面見彼佛阿彌陀即得往生安樂國也於毛天 阿彌陀如來()《後夜念佛爺佛也》(八引導: 此有::十九箇條觀想: 也外二箇條懷妊往生等 九歟字傳 五氣息·息 * 處十念 (九歟字傳

◎圓頓戒

(一) 飛體 (二圓戒本據諸法寂滅相不,可,以,言宣

◎布薩戒

(一) 得 名 (二知識結緣 (三) 圓相 (四) 祖師段 (五) 黑 印

●運 是宗脈之許可也二十年滿 授>之也有二三箇傳

一璽書例:"神璽: 二無:"定文章:

(三殘紙

右天和三癸亥霜月二十一日

靈巖寺第五代名蓮社義譽蒙光連的(在判)

自:幡隨意和尚:所傳之人也

右幡隨意和尚四代孫幡蓮社典譽白隨意和尚筆記也

文年中生質の大巖寺を建てられた時、 以上傳法相承の三轉の大要を述べたが、 傳法を改革するの必要があると認めてそれを改められた。 斯の如く傳法が改革されたその理由は、 始め道譽上人が、天 然る

所がかの杲譽上人の弟子に感譽上人があつて、道譽の讓を受けて增上寺の第十世となられたが、 にその後增上寺の第八世杲譽上人の譲りを受けて第九世となり、凡そ九年の後再び大巖寺に歸られた。 當時の

社會の狀態から、傳法改革の必要を痛感された。然るに道譽上人は旣に生實に隱居された後であるから

らにそれを改正しこゝに感譽流の傳法が起り、この後永く增上寺の傳法の定式となつたのである。 それをその儘踏襲することは如何であるかと考へて、道譽上人と相談し道譽上人の傳法を基礎として更

五 化他五重の起源

難き耻 12 康、 は誠に尙ぶべきも、 の報の苦を想ふ時、 て. る 光寺に住職された。時に岡崎の城主源親忠公(德川家康公六世の祖、 弟子なる了曉上人の弟子であつたが、諸國を遊化して三河國字禰部の阿彌陀院に留まり、 々貴師が御越し下さつてお示し下さる所の敵は、私が病床に平臥して、 兩 と思ひます、が然し私は固より弓馬の家に生れ、 化 廣忠、 手を束 出來得る限り武術を鍛ひ、 他五重は三河の大樹寺の開山勢譽愚底上人から始まつた。愚底上人は增上寺の開山酉譽聖聰上人の 然しながら甲を被り戟を持ちつゝ敵に對ひ、 辱であります、 家康と次第す)其德風に歸依し、 ね膝を屈 然しながらその際には、 怯懦 し生擒斬戮の辱を若し被るとしたならば、 叉著 の心に襲はれずに、 し白刄にその身を傷け、 敵を倒し國を守り、 常に法義を問はれたが、 忿怒が非常に激しくて、殺心少しも止らず、 ごうして居ることが出來ましやうか、 矢石を冐して突入し、 以て國家の安泰を圖るは、 戦場に斃るゝ覺悟であります、 彼等を殺害することの甚だ罪惡なることを考へ、 それこそ天下の物笑ひとなり ある時親忠公は上人に對つて、 卽ち信光、 安らかに往生する時の用心であ た

が
進 是れ亦た武士の習であ 親忠、長親、 あつて退去なき。 然れば晝夜孜 それ か 後に鴨田の西 念佛すべき暇 と言ふて徒ら 武士の 信忠、 々とし 驍勇 堪 一常 淸 そ h

5 務に關せず、 に至りましたが貴公に傳へて往生の用心を决定させてあげたいと思ひます、 解することの出來ないのは、 その時上人は從容として、 是非とも其れを行つて貰いたいと思ひます」と申され 是は卽ち三國傳來の秘蹟、 身心を齋潔にし、 安心が未だ决定してゐないからであります。 「平生に御話した事はいづれもみな此の事であります。 禮拜念佛をなさいませ、 往生淨土の眞訣であります。 それは此法を相傳する規定の儀式でありますか 72 宗祖已來歷代の祖師 我宗 然れば今後一七 には傳 然るに公が之を領 カゞ 法 傳 حح v Þ 百の à 相 もの 承 間 して私 が は 世 あ

のは卽ち斯樣な意味であります。中に於て士は是れ四民の長であり、かつ又萬姓の雄であります」とて、 菩薩の大悲の行 業に安することは、 ら之を觀れば、 千氏萬姓、 ことは他 Z れを聞 か 細別 の事ではありません、 て親忠公は大に歡び敎の如くに實行された、 すれ 劒を横へて馬に騎るも、 、利益衆生の相であります。御經の 恰か ば限 も頭と足さが りもないが、 た〜往生の用心を决定するのが肝要であります。凡そ天下の人 相資けて以て行くことが出來るやうなものであります。 總じて之を束ぬれば、 水を漑いで田を耕へすも、 |中に治生産業、皆與...實相|、不..相違背| で説か そこで上人が懇ろに申さるゝには 士農工商の四民あります、 斧を揮つて木をけづるも、 四民 「傳法 相 我が n みな是れ 待つて其 てある といふ 敘 カ

弔は 要策を得た」とて、 懇ろに説明されたので、親忠公は大に喜び、 んが為に、 新たに大樹寺を建てゝ、上人を請して開山第一世と仰ぎ、 口决を傳受して益々念佛を勵まれた。文明七年古戰塲なる伊田野に於て、其亡靈を 「たゞ往生の安心を决定したのみならず、 大に尊敬を加へられた。他日 兼て軍旅經國の

家康公が我宗に歸依し大に保護を加へられたのも、

决して偶然ではないのである。

正年間 脈を相傳せしむ可らざるの事」と規定されてある通り、 あ 重を受けた者の少なかつた結果であらう。 30 前 :述の如く化他五重は勢譽上人から始まつたが、然し元和の法度に、 又五重を授くるも特別の人でない限りは、 2の古い過去帳があるが、其の多くの戒名の中に、譽號のあるのは甚だ少ない、 容易にそれを授けなかつた。江州安土の淨嚴院には天 在家の人には絶對に血脈を與へなかつたやうで 「在家の人に對しては、 そは恐くは當時五 五重血

だ明 (この譽號は散善義の五種の嘉譽を根據としたものである)冏師も亦其相傳を承けて了譽を稱 第に繼續し、 至るまでみな阿號があつたから、上人は其れに對してこの果號を立て、自ら良譽と稱へられたのである 因 に譽號の起原を言へば、我宗の譽號は、定慧上人の時、上人同學の惠光が居た藤澤の寺は、 な典據を見出さないが、 五重の血脈には必ず譽號が付與されたものである。 恐くは出家と同様であらう。 在家の譽號を與へることに就ては、未 沙彌に 其後

(淨宗護國篇・淨全一七六 亞、淨統略讚・綾淨全六四 頁、吉水瀛瓶訣第四・傳燈輯要下; 員)

ハ 含岌上人の傳法事變

善寺の第二世である。 第十四世法譽智聰上人の弟子に貞安あり、貞安の弟子に牛秀あり、含岌は卽ち牛秀の弟子である。 に牛秀は感譽に嗣法し、含岌は牛秀に嗣法したのであるから含岌は卽ち感譽流に屬すべき人で瀧山の大 と)含岌上人は始め道譽貞把に就て出家したが、後に牛秀に從つて嗣法した。その法系は鎌倉光明寺の 含牛上人傳には含牛といひ、大支の著述にはみな含岌といふ、傳法沿革依憑詮考に云く、 の傳法相承に就て、 含岌上人の事變のあつたことをこゝに一言しなくてはならない。 後に岌に改む (了吟の著 然る

圓戒啓蒙に依るに大玄僧正が、直接に義山上人から聞かれたといふ話の要領は斯うである。 含牛上人傳 (淨全一八ヵ頁)の記事が最も詳細であるから、今此等の書に依つて其大要を記すことゝした 含岌の傳法に關する事件は、諸書に多く記されてあるが、大玄の圓戒啓蒙(續淨全九八頁)並に了吟の

の者と不和であつた。其頃先住入滅し、 人で、所化の人々は皆な歸服してゐたが、 て决して他山には出さなかつた。叉諸山倶に伴頭から直ちに轉して其山の山主と成るのが恒例で、决し 昔は關東の諸檀林の中で、鎌倉を本山として其他は皆な末山と稱へ、有らゆる傳書は皆な本山に藏 山からは移轉しなかつた。家康公の治世慶長元和の頃、鎌倉の伴頭含岌上人は、 一山の大衆は何れもみな上人を推して山主さした。その頃偶ま 本來短慮の性質で、常に忿怒することが多かつたので、塔頭 才能の最も勝 れた め

長五年であるが、 考には家康公上杉征伐の途次、鶴岡八幡宮參拜の時といふ。然しながら若し上杉征伐の時とすれば、 家康公が鷹狩の途次光明寺の邊を通られた。(一說に秀忠公鶴岡八幡宮参拜の時といふ、傳法沿革依憑詮 種々の點から考へて是は少し早きに過ぎると思ふ。越智氏の淨土宗年譜には、含岌の 慶

事變を慶長十九年とされてあるが恐くはこの頃かと思ふ。)

五 を取り集めて關西に至り、江州及び大阪に至つて大阪に西往寺を建て、次で京都に來り四條の西 ば立寄るには及ばぬと仰せられて通過された。含岌上人はこの事を聞て大に怒り、 光明寺と申しますが然し無住であります唯だ看主があるばかりでありますと答へた。家康公は看主なれ | 條の上德寺に住し、叉大宮の高辻に西往寺を建てゝ��寺に住し自己の木像を作つて其寺に安置し、其 そこで家康公は此寺の名は何んといふか、住職は誰れであるかと尋ねられた時。塔頭の僧が、 本山の有らゆる傳書 寺號は 念寺、

像

腹

の中に彼の傳書を納め、

決して人には見せなかつた。

住職に傳へて、辛ふじて其の欠陷を補つた、それ故にかの二福寺の名を改めて二傳寺と稱へたと傳へられ 寺の住職某が 13 關 L 東 か のすべての のみならず又誓を立てゝ「若し我が滅後に之を取り出す者があるならば、 れ故にこの後は誰人もみな之を恐れて、 (一 説に幡隨意上人とい 傳書が斷絕したと。了吟の含牛上人傳に依 <u>ئ</u>ے پ 本山の古 敢て手を觸る 1い目録 るに、 を傳持してゐた 此時光明寺の末寺で ^者はなか か 2つたo Ś 卽ち現罰を與へ それを再び光 然し あ ながら る E 繩 其が為 の二福 んしと 明 で寺の

新

梨の光徳寺の住職が相談して書き集めたものが、 てある。 若し大玄の圓布顯正記卷下 (讀淨全一五元頁)に依れば、 光明寺の傳法となつたと記されてある。 光明寺の末寺である葉山の相福寺、

ので五重 所へ使を遣はして傳法を求められた。潮吞曰く、 **ゐるとて、** 圓 戒啓蒙等に依 九箇條、 寛永十六年十月十日の日付で切紙二三通を贈られた。之が卽ち有名な潮呑の切紙と稱するも るに、 宗脈五箇條、 其後增上寺の第二十世南譽雪念上人深く之を歎き、 圓戒三箇條、 又一箇の巳證、 予も詳しくは覺へてゐないが、 **墾書三箇條、** 又一箇の巳證であつた。 黑谷第二十八世潮呑上人の 唯だ少し許り記臆して

Mi して南譽が . 傳書の依賴狀を往譽潮吞に送られたその文書が今黑谷に殘つてゐるから、 参考の為に轉

便緣

喜一書分,,啓上,候、

.心元,存計候、

愚老事者當

増上寺南譽上人の書狀 (寬永十六年六月)

夏無 П 々佛法盛 傳 相承、 |何事|、 1= は成懸 貴老之御前に可」有存候間哀御下向候得かし、樣子承度念願迄に候、 法門談場一 申候、 近代法領衰微之體笑止に思召候はん、 春中御左右承候、 H b 無 懈怠 成就仕候、 以後者音信不通之故御堅固歟無 **爱元へ御下向候得か** 此度報謝□□ Ļ 當寺國師之如 □體に候、就」其當寺先年之 委細期,其節,候 御代 仕 置漸

恐惶謹言

增上寺

譽 花押

南

黑谷之閑居往譽上人

人 書 (寬永十六年閏十一月)

返々雲光院無事に繁昌被仕候間、

可」有::御心易:候

已上

同 上 狀

今度山上檢校便宜に、當寺代々就、中從,國師,之口傳無、殘附與之一卷慥請取申、幸觀智大和尚之直授存 難有存候、 扨々自他共に老筆者眼力勞候處に、直書及事當寺之報謝不、徹,心肝,者不、可、有此儀候、 野

僧も翻 鴻 |眼| 具に他人に合| 傳授| 之條可」有| 御心易| 候、若來春於。御下向」者期| |其節| 候 恐惶謹言

|貴寺當住より念珠貳連送被\下候、 此度禮書を可」進候得共御心得賴申候、 隨而當座下之儀國

も衰微之體に聞候處を再興之起」志弘法無||懈怠| 候、然共末世之故及||料簡

增上寺 南

譽 花押

-候、

以上

師

黑谷 閑居老

閏霜月十六日

以來者、

修行

追而

此外なほ增上寺の業譽上人の傳書に關する書狀も黑谷にあるが今は之を略しておく。

は延簣四年に寂す) 而して其後黑谷の第三十三世廣譽順長上人(含牛傳には闡譽順超 其弟子順波に命じ 「聞く 、所に依 れば高辻の西往 でいる、 寺には (黑谷末寺)、 恐くは誤で 開 ある。 山含岌上 順長上人 人の

木像の腹の中に、

鎌倉本山の傳書が職められてあると云ふことだから、

汝は其を出して來て吳れ」

と申

後終に絶命した。 z つたと傳へられてあ れた。 傍の人は之を見て藥を與 順波上人は命を承けて西往寺に往き像の前に進み、 其後もなほ此像には、 へて蘇生せしめ、 種々の異變が多かつたので、 板に載せて黑谷に歸り、 頸を抜かんとし 誰人も更らに手を觸る 種々に看 た時に、 護を加へたが數 忽ち眩瞑して昏倒 一つ者は なか 育の

聞き傳 然し故 則の てあるか 日に 要義卷上にはこれは寶永七年であつたといふ)而してそれを梁道上人に寫させて之を大僧正に贈つた。 **か**る、 留學の時 は含岌自筆の三卷の卷物で、卽ち五重傳法軌則、 然 內 そ るに増上寺の第三十五世湛譽門周大僧正が、 容 へら の三軸を鎌 あつて御門主は御受戒を中止し給ふた。 (山はそこで一七日間水浴し、別時念佛を修し遂に含岌の像の中から總ての卷物を取出したが、 然れば義山上人にそれを尋ねたらば宜しからふとて、 ら或は鎌倉に保存されてあるかも知れないが、 が (寳永七年)圓戒を受け給ふべき御沙汰があつたから、 傳 ñ へられ た大要である。但し余が甚だ不審に思ふのは、含岌上人の體內から出たと稱する |倉の光明寺に寄贈したと傳へられてある。巳上は大玄僧正が義山上人や貞鏡上 てないことである。 既に貞鏡上人が 然るに大僧正の弟子の貞鏡上人が、寶曆二年二月二十五 古本授菩薩戒儀、 增上寺御在職中、 其他にそれが傳へられてないといふことは頗る 其の三軸を鎌 梁道上人に命じて其の譯を義山上人に告げ 大僧正は關東には 庭儀軌則各一卷であつた。 知恩院門主尊統法親王が增上寺に御 倉の光明寺に寄贈 如法の規 したと傳 Ŧī. 則が絶へて $\widehat{\overline{\pi}}$ 重 一人から 傳 られ 重綱 法 Z 軌

不審である。或は潮呑の切紙と全く傳目が同樣であつた爲に別に寫しておく必要がなかつたのであ 知れな **発も角義山上人の如き文筆に忠實なる人が何故に轉寫して保存しなかつたか、** 或は余の るか

寡聞にしてそれを熟知せざるに由るか。

作製 依つて光明寺に對して仇をなしたから、世代に入るべき價値なしとて、後世之を除名して手次の譜脈を ŧ に住職ではなくて幹事であつたに違いないと。然しながら含岌は一時光明寺に住職したが、かの事變に **墾書を同三十世洞譽岌把に授く、** 山の住職では無かつたであらふで何しなれご慶長五年十月二十五日、本山住持二十九世長譽良把上人は より深譽傳察に授く寬永八年十一月六日、深譽より圓譽廓源に授く、上の如く含牛上人の手次なし、 而して了吟は含牛傳に於て含牛の住職に就て考證して云く、鎌倉の璽書手次を考ふるに、含牛上人は本 したのではあるまいか、卽ち洞譽岌把の後、源譽隨流の前の頃に、含岌が暫く住職したのではある と思はるゝが然しなほ更に研究の餘地がある。 元和元年四月六日洞譽より源譽隨流に授く、元和三年五月六日、 (圓布顯正記卷下天照山世代の項、(續淨全一五元 買)鎌倉光明寺 源譽 故

誌(淨全一九が頁))

近に別にあつた爲に、上人の木像は幸にして火災を発れたと傳へられてある。今その木像は本堂の脇壇 丽 :して西往寺は今現に大宮高辻西入る所にある可成立派な寺であるが、曾て天明の大火に方つて、寺は り焼失したから、 含岌上人に關する記錄は、 今は全く失はれたo 但しその當時開山堂は墓所の附

ない ひ寛 あ に安置せられてある。(巳上は西往寺住職大西冏寬氏の所談)余は去月西往寺に参詣してその木像を拜見 る を かい 永七年十二月八 と言は その 御丈二尺一寸七分の木坐像で、 腹中に今尚ほ傳書が存在するか否かは疑問であるが、 る」ので、 日に示寂 余もまた拜見しなかつた。 されたの 右手に拂子を持つて左の手に之を受け、 而して上人の法號は、 住職大西氏でさへも未だ檢 源蓮社秀譽上人含岌大和 眼光烱 なた る御容姿 たことが 倘 とい

僧正 た本の 題秘 カゞ 山 に善い寫本 本 緣 こて終に 所 因 立が寄附 は潮呑の所持本の寫本であると想像することが出來る。而して其內容の要旨は全く一致するが字句 Ш 藏 傳書全」と書し、 に黒谷潮 轉 の窓物 . の 學頭 寫本 世 南譽雪念の需 がある。 と書 れたことが書い と思 吞 で、諸種 寄附され 切紙の事に就て少し述べておきたいと思ふ。 は る 然るに此切紙に二種あつて大正大學の寫本は二種合冊に の點から察するに 其下に 内題にもまた >もので、 に應し其れを送つた事情が tz ものであることが推定さる てあるか 「學頭預」 其の外題には 「無題秘傳書全」 5 湖石が と い 此本は昔し黑谷にあつた、 ふ印が押 「南譽雪念に送つたものと思はる 「朝吞傳黑谷不出」 述べ , , さ書し, され られてある。 然ればこの二本の中一 てある。 潮吞の切紙は寫本 次に究竟大乗等の四句 さ書 叉其表紙の 次に第二は黒谷に於 潮呑の Ų 其肩 切 z 1もので、其外題 紙の寫本を、 見返し n として傳は 書に「流轉門之切 本は南譽雪念の てある。 しに華頂 の て潮 偈文を記す。 其 9 實譽大僧正 吞 中 山 には 大正 の が 第 質譽大 紙」「 所持、 秘 藏 は縁 大學 無 黑 而

巳證があるとして説明されてある。 大學の本と同一であるが最後が少し違つてゐる。但し此等は餘りに世間に傳はらない貴重な本である。 山 カジ 人が作られた吉水瀉瓶訣も五重九箇條、 箇叉一箇の巳證、 に於て餘程相違があるo 「布薩五箇亦一箇巳證」といふ傳目のあることである。 にものか 「で略したものか、若しくは始はなかつたものを黒谷で加へたものか、若しくこの書を寫した時に脱落し 布薩を非難して巳來之を省略したものであらふo 而 :してこの潮吞の傳目は永く我宗傳法の規準となつたことは明かで、文政六年に專念寺の順阿隆圓上 : 其等の點は疑問である。而して嵯峨の正定院にも黑谷本と同じ寫本が一本ある大體に於て大正 **墾書三箇叉一箇の巳證とて璽書三箇の上に布薩を置かない** 特に注意すべきことは、 前述の通り布薩を略した點が緣山本と一致するが、恐くはかの大玄 宗脈五箇條、圓戒三箇條又一箇の巳證、璽書三箇條別に 傳目に就て緣山本は、 此は始にはあつたものを何等かの事 五重九箇條、 のに、 黑谷本は璽書の上に 宗脈 五箇、 情の為に緣 圓戒三 箇の

吞切紙(大正大學寫本) (含牛上人傳・淨全一八四 四、鎌倉光明寺誌・淨全一九六 三、 傳燈總系譜上・淨全一九三瓦、同下六 頁、淨源脈譜・淨全一九八 黑谷潮吞口决 京、淨土宗年譜四九紙、圓戒啓蒙·續淨全九心 · 吉水漏瓶訣第二・淨土傳燈輯要下かる 蓮門精舍舊詞卷十・續淨全一八五 一、 圓布顯正記上・續淨全一五八四、布薩戒講義卷下・續淨全一五四 傳法沿革依憑詮考六四頁、淨土布薩戒授法目錄考・續淨全一五六 八頭、淨土 頁五 頁九

潮

七 大五重及び戒脈の興隆

れが開 多年修學し得る者、 この間 ずる為に、 上の如く感譽上人は時代の要求に應じて、 か に三卷七書の講讀、 るゝには、 大五重といふものが行はれた。この方法は中古の如く前行を百日とし本行を十四日間 感譽の時代は三年毎に一度宛諸山に於て開かるゝの例であつた。斯くてその後源譽 即ち碩學衆に對しては、 本末口傳等を懇ろに相承するので、 略式傳法の端を開かれたが、然し之は淺學相承であつて、 極めて不完全であつた。それ故に又此等の人 これをまた總五重とも稱へた。而してこ 々の要求に應 とし、

の 世となつたが、 Щ てあることは前 か 逸したのを慨き、寛永八年十二月自己がその昔し觀智國師から聞いた所の條目を筆記して一卷となし、開 b 存應に至るまで、約六七十年間は之が實行された。 5 大師 ふことはやゝ不合理であるから、 説であるが、 然 るに存應の弟子往譽潮吞は京都黑谷に住職して二十八世となられたが、 上人は大に之を憂ひ、 の像前に於て保證を祈請し、 に述べ 大玄僧正は圓戒啓蒙等に於て、 觀智國師の滅後秘藏の傳書が紛失し、 た通りである。然るに鎌倉の傅書がなくなつた為に增上寺の傅書も無 京都に使を遣はして、 増上寺の傳書のなくなつたのは國師の遷化住職の交替に原因すると 靈感を得て珍藏した。同十六年二月南譽雪念上人が増上寺の第二十 含岌の事變に依つて關東の傳書が皆な散逸したと言はれ 潮呑の傳書を懇求した。 住職の交代も度々で口授相傳の異義區々であつた 存應の滅後關東の (此は潮 呑の切紙の < なつたと 傳書が散 、跋文等

つたと見ては如何と思ふ)そこで潮吞は直 ţ ふ方が適當であらふと思ふが、 然し兩說を認用して、 ちにかの傳書を送つた。これが潮呑の切紙、 當時は圖らずも雙方共に傳書に對して不幸があ 君くは潮 春の 口

决と稱するもので前に述べた通りである。

の湛譽が 叉前 の含岌の事變の下で略辨した如く、 義山梁道等に頼んで含岌の像の中から傳書を取り出して貰はれたとも傳へられてあ 知恩院の尊統法親王が増上寺で傳法せんとし給ふた時、 山主

の要求 の切 交代やら、 折 思 紙を要求 孟 特 雜 に普光觀 Ë 務 或 傳 激増等の 法は口 した は含岌の事變等の爲に傳書 智國 ŧ 高に、 傳を重した爲に、容易にそれを筆錄 Ō 師 で かゞ は 學解に沒頭するの暇なく、 家康公の尊信を得て後は、 あ るま v か 「が多く失は れて、 槪 國 せず、 運の發展と與に諸國に我宗の寺院が起 して學問は低下したが、 殆んご憑るべ それ カゞ 為 に其相は きものが 傳 國 なくなつたので、 か 失は 師 自 n 身 も激務 或 **5** は 忙 住 潮 住職 職 殺 吞 0 0

である。 法式私記、 で、今現に演譽白隨、 発 も角斯様 通 一譽岸了の 12 時 傳 總五 學譽冏鑑等が大五重の式を實行 法 カジ 衰 重聞持記、 えた か 5 熏譽在禪の大五重選定略鈔等が著はさ 元祿享保の頃憂宗の士が奮ひ起り、 3 れた記 鼠録が残り るれ て ぁ れてあることに依 傳法復古を企てた事 b 又義譽觀徹 つて明か 0 總 は 明 五. 重 か

叉圓 「頓戒に就ては增上寺の第四十四世成譽大玄僧正の時、 寶暦五年正月八日檀林評定會議を開き、 源

併せて傳受する事となつた。惟ふに徳川時代に於て文運漸く發展し、各宗の間に戒律復興の思想が勃發し ğ tz 非常に盡力せられたが、今それは略しておくo 譽存應以後たゞ口决のみで作法は行はなかつた圓頓戒の作法儀式を再興し、 から、 '亦た再興を見るに至つたであらふ。 圓戒復興に關しては、 我宗もまた之に刺激せられて、靈潭、 **徳巖等の諸師が四分の戒律を與された**。それ 義譽觀徹、立譽貞極、成譽大玄等の諸師 是に於て宗戒兩脈の儀則を が為に圓戒

丽 して受者の資格に就ては、 元和元年七月二十四日に、徳川幕府が公認した三十五條の法度の中(淨

全二〇五頁)に

、碩學衆は (檀林在學十五年巳上をいふ)圓戒傳授に於ては、道塲の規式を調べて執行せしむべし、

淺學の輩には猥りに**授**與すべからさるの事

淨土修學十五年に至らざる者には、 兩脈 傳授あるべからず、 **墾書の許可に於ては、** 器量の仁たり

と雖も、 二十年に滿たざれば堅く相傳せしむ可らざるの事

と規定されてあるが、然し之は理想であつて實際の上からは餘り困難であつたと見へて、其から五十

餘年の後寬文十一年正月十二日檀林决議の第六條には

少分宥餘あるべきか Ŧī. 重は修學五年、 血脈は十年に相きめて傳授致すべきの事、但し據なきこと成就の仁は證人を立てゝ

と規定し、**又同**十二年に更らに决議されたがその第二條には、

五重相傳は五年、 宥免あるべし、若し宥発二年に及ぶ能化これあらば、中間に擯出すべき事 血脈は十年と相究め候、但し據なき子細これある者は、穿鑿の上にて、一年づゝは

者には、五重を許し、七年を經たものには宗脈を許すことになつた。然しながら實際に於ては、この規 定が實行されずして、諸檀林等必ずしも其の規定を守らず各の勝手に五重宗脈等を許可したものもあつ と定められた。然るにその後百有餘年を經て、寬政三年四月の制條に依れば、 初登山から三年を經た

(淨土宗史・淨全二○14 試・同上 + 真、新撰往生傳三卷潮吞傳・淨全一七14 頭、望月佛教大辭典員二五三、圓布顯正記・續淨全一五 14 圓戒啓蒙・續淨全九に三、傳燈輯要下卷三無潮吞切紙・立道上人著聞錄、潮吞上人口决) 頁一

其れが為に其の規定を嚴守するやう命令した制條が發布された。

八 布薩戒の興起及び圓戒の復興

には、 それを證明する。然るに布薩戒が起り來つた原因は卽ち含岌の事變にあると考へねはならぬ。 條の法度の中、 大玄の圓布顯正記等の説に依るに、 字一句もその言がない。 五重と兩脈と墾書の事は規定されてあるが、 又觀智國師の時もなほ此法は重せられなかつた。 布薩戒なるものは冏師巳後の新法で、空辨然冏の四祖の章疏の中 布薩に關しては一言も言及され されば國 てな 師 卽ち鎌倉 の三十五 事が

の靈寶を加へた。一は朱切紙二は御判物である(誡云新知恩院の全譽周譽の血脈の中布薩の卷物はない) 朱切紙に云く、 含岌の事變に依て古傳書を失ひ、止むなく相福寺光德寺等と相談して傳書を作り、こゝに二種 時年高倉院の時、 閣...圓頓妙戒.、 勸」進一向專修戒門」、乃至、 觀音入滅、彌陀成道

乃至、十方佛土 |中、唯有;|往生法;、他力實體、 乃至、 良忠判、 云々

御判物に云く、 淨土布薩一乘戒、 授"寂慧房」、乃至、 良忠判 云々

は 唯だこの布薩戒ののみが、最上究竟の妙戒であると執着し、 がなくなつたから、 ^念佛戒に歸入し給ふたのである。然れば我宗は戒の無いのが當然であり、圓頓戒は寧ろ雜行である。 布薩全盛を見るに至つた。故に大玄僧正は、 南 の二種は記主の自筆を稱し、非常に丁重にして其れを授けたものである。 楚は 布薩式辨正 そこで布薩戒が起り、 (續淨全一五三三)を著して布薩の妄傳なることを論じ、 我宗は戒は無用である。宗祖も四十三歳の時、圓頓 頌義探玄鈔(淨全一二六二)圓布顯正記、布薩戒講義等を著 斯る思想は漸くその勢力を増進して、 即ち含岌以後圓戒の傳書 大玄は又圓戒啓蒙、 戒を捨て 圓戒

年號相違决(續淨全一五三頁)各の一卷を作り、叉鎌倉から增上寺の第三十九世となつた學譽冏鑑は、 年四月淨土布薩廣略戒儀决一卷 然るに又一方には大玄よりもやゝ先輩で、 (續淨全一五一頁) 鎌倉から知恩院の第四十四世となつた通譽岸了は、 を著はし、又布薩戒便蒙(續淨全一五三頁) 布薩傳時處 元祿十 大

源流

圓戒問答等を著して、

盛

んに圓

戒の復興を主張した。

薩廣略戒儀盡規 院の第五十二世となつた團譽了風も亦た布薩戒を重じたが、 に布薩を稱揚し、 享保十一年増上寺に於て布薩式を行ひ、遂に之が永式となつた。其後又鎌倉から知恩 其弟子了吟がその師の志を承けて、 淨土布 ○五

各の一巻、 同本傳考二卷(續淨全一五六頁)、同朱書考一卷等を著して此戒を宣揚した。此等の事實から (續淨全一五三頁)、 同略戒儀盡規(續淨全一五十頁)、 同授法目錄考(續淨全一五

考へても鎌倉に關係のある人が布薩を大に稱揚したことは明かである。

カジ 書の許に於ては、器量の仁たりと雖も、 は明了である。そは元和の三十五條法度に、 あることに依て明らかである。 思 ふに道感巳前は勿論、 兩師の後元和の頃に至るまで、宗戒兩脈、並に璽書の三脈を、 二十年を滿せずんば、堅く相傳せしむ可らざる事」といふ一條 「淨土修學十五年に至らずんば、兩脈傳授ある可らず、 相傳したこと 璽

戒脈に代 したものを、 に依て唯だ宗脈のみを傳へて、 「五重は修學五 然し寬文の頃に至つて戒脈を傳へたかごうかは頗る問題である。其は大玄の説の如く含岌事件の變動 る何物か 寛文の時は血脈と變更した事から考へても、 一年血脈は十年に相究めて傳授致す可き事」の一項があるが、 **ぃ必要であるといふので、** 戒脈は略したやうである。何となれば寬文十一年の檀林决議の第六條に こゝに布薩戒を加へたものではあるま どうも戒脈を略したやうに 元和 條目には יי 考へ か 3 C 「兩脈」 と記

非常に困つたその結果、

布薩戒といふものを設

卽ち大玄の主張する如く、

含岌が傳書を隱した爲に、

脈 けてこれを行ひ、やつとその欠陷を償つたが、 布薩、 **璽書を相傳するのが定式となつた**。 それが次第に發達して、學譽冏鑑の時に至つて、 五重宗

重相傳を禀けてから、更らに四年を經て、再び前行一百日、加行一七日を勤修して宗戒兩脈を相承させた Ę 違 放逸を許さなか たので、 圓布 否に就て、 この後は、 特に大玄僧正は 日か 圓戒 な 顯 るに徳川の初項から戒律復興の機運が諸宗に勃與し、 更に一七日を期して毎日三千禮を課し、三經を讀誦し、六時禮讃を修し行住坐臥專心に修行して 正記等を著して、 布薩戒 布薩が盛んに行はるゝといふことは、 |羯磨を||再興をすることゝなつた。 隨分議 百日日 五重、 つた。 間の前行を修し、 b 切りに戒律の復興を叫ばれた。 享和文化の頃に行はれた、傳法の規則に依れば、檀林掛錫四年を經たならば、 論が 兩脈 日課增進の為には有益であるとい 斯樣に一百七日の練行を終て後に始めて五重傳法を承けることを許した、この五 ん行はれ (宗・ 大にその非を是正せんと努められた。 戒) たが、 冷水にて身體を洗浴し、 **墾書を相傳することゝなつた。然しながら此後に於てても、布薩** 大體に於ては大にその勢力を失つた。而してこの後は餘程傳法も引 然しその當時陽信といふ者が大玄の布薩妄傳の説に大反對し 甚だ怪しからん事であるとて、 卽ち我宗に於て當然傳ふべき戒脈が斷絕 ふ理由の下に、 朝暮に五百禮の禮拜をなし、十一月十七日以 我宗に於ても亦た此の思想が盛 それが為に寶曆五年正月八 尚は存置する事に決議した。 非常に慨歎 して、 八日の檀 Ü んであつた、 Ĭ 每年八月 戒啓蒙、 偽作に 林會議 戒 z の正 n ば

のであつた。

m して徳川 時代には、 傳法の道塲は關東の十八檀林に限られたが、明治七年九月に至つて、 京都四箇

の本山に於ても之を傳授することゝなつた。

通院は明治四十五年まで布薩戒を實行した。 して布薩戒を辨護した。故に傳法の變更と布薩の全廢は行はれずして、百萬遍は明治四十二年まで、傳 であるから全廢すべしと論せられた。然るに勤息義城上人は金鍮論を作り、 この頃增上寺の福田行誡上人が傳語を作つて、五重の中の初重往生記を廢して選擇集にかへ布薩は妄傳 其後二十年八月に傳宗傳戒の期間を唯だ二七日と定め、初の七日を傳宗、次の七日を傳戒の時とした。 南豊の光阿は傳語匡謬を著

^ した。 所が叉大正二年九月には、 るに明治三十九年には、 別行 の期間を十二月七日から同二十日までの二七日とし、 昔の制度を復興し、二七日の別行の前に更らに一百日の前行を行はすこと 新たに傳法條例を制定し、 前行の期間を十一月三日から十二月六日 總じて四十八日間を以て傳法

の時

者、 てその期間は三週間にして三月十五日から同二十一日までを前行とし、二十二日から四月四日までを別 然 並 るに又其後に春秋二期に實行することゝし、 に大正大學專門部高等師範科第二學年修了者に限り、 春期は佛專、 秋期は一般受者に通ずることゝした。 尼衆校、 習學院、 教師養成所等教師 檢定 面し

行とし、 秋期は十一月五日から同十一日までを前行とし、十二日から二十五日迄を別行とした。 然し又

此の規定も本年からやゝ變更さるゝ事となり、 四週間と規定さるゝに至つた。

れつゝあつた。然るに其後各山は中止して近來はたゞ知恩院と增上寺のみ毎年實行されてゐ あつたが、然し京都で知恩院は毎年必ず實行し、その他は受者の都合に因て、隔年若しくは交替で行は 而してその道塲は、京都の四本山、芝増上寺、及び特別の慣例ある檀林、例へば傳通院等に限られて

に近來我國各宗の狀態は其信念の點に於て甚だ遺憾な點が多いが我宗に於ても又同樣にその信念の甚だ かに考ふるに思想の根底がしつかりしなければ、其の行動が確實でないことは當然である。 然る

乎不抜の信念を與へたいものである。若しこの點に注意せず等閑にして年を經れば遂には取返しの出來 不統一な點があると思ふ。さればまづ化他五重等は何等かの方法に依つて統一して其の受者に對して確 遂には崩壞の運命を慝き起さないとも限らない。

(圓戒啓蒙 ・續淨全九に 頁七 圓布顯正記•續淨全一五點 頭、 含牛上人傳・淨全一八四 四頁 淨土宗史・淨全二〇九 武、 三緣山誌·淨全一九

ない様な事

抦が漸次に發生して、

四五 頁〇 鎌倉光明寺志・淨全一九六 頁二 華頂誌要・淨全一九八 取、 浄土宗年譜 カ 紙 傳語二八紙 金金輪五〇紙、 傳語匡認、 望月佛教大辭典

頁二五三、 傳法沿革依憑詮考八二紙、頌義探玄鈔・淨全十二が、頁、布薩式辨正・續淨全一五三、頁、布薩戒叢書・續淨全一五)